

徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 徳島小松島港津田地区については、「とくしま回帰」の先進地として再生し、本県が飛躍的な発展を遂げるための「徳島小松島港津田地区活性化計画」が策定され、これに基づく「津田地区活性化整備事業」を実施している。

「津田地区活性化整備事業」による埋立竣工を控え、今般の徳島小松島港津田地区を取り巻く状況の変化等を適切に反映させた「徳島小松島港津田地区活性化推進計画」(以下、「本計画」という。)の策定や、本計画に基づく分譲地の分譲計画、分譲要項、審査要領等の作成に当たり、学識経験者・関係者等から意見を求めるため、「徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会」(以下、「本委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 本委員会は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 本計画の策定に関すること。
- (2) 本計画に基づく分譲地の分譲計画、分譲要項、審査要領等に関すること。
- (3) その他、本委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 本委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(会 長)

第4条 本委員会には会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 本委員会の会議は、会長が必要に応じ招集する。ただし、初回の会議は知事が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、やむを得ないと認めるときは、委員の代理の者を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議内容等により会長が必要と判断する場合は非公開とする。

2 会議を非公開とした場合、委員及び会議に出席したものは、知り得た内容等を第三者に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、徳島県が公表した情報及び本委員会が公表した情報についてはこの限りでない。

(庶 務)

第7条 本委員会の庶務は、県土整備部運輸政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する
- 4 この要綱は、本計画に基づく分譲地の分譲が完了したときを以て、その効力を失う。

(別 表)

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	山中 英生	徳島大学大学院 教授
	植村 徳美	一級建築士
	尾野 薫	宮崎大学大学院 講師
	大谷 博	公益財団法人徳島経済研究所 上席研究員
関係団体	今井 加奈子	徳島商工会議所女性会 委員長
	端村 欣示	徳島小松島港運協会 会長
地元関係者	多田 雅信	徳島県木材団地協同組合連合会 会長
	島田 和男	津田コミュニティ協議会 会長

設置要綱第5条第4項の規定に基づき会長が必要と認めたもの（オブザーバー）

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
行政関係者	新見 泰之	国土交通省小松島港湾・空港整備事務所 所長
	伊東 晶之	徳島市都市整備部まちづくり推進課 課長